

無電柱化の推進に関する取組状況について

令和6年2月
国土交通省 都市局

市街地開発事業等に伴う電柱新設の抑制

■ 分析結果を踏まえた要因と対応方策（令和4年4月20日記者発表）

電柱新設のケース

市街地開発事業等に伴う電柱新設
(約2.4千本)

電柱新設の要因

- 地区内道路の多くが電線共同溝法の指定を受けない生活道路であり、関係約款等により全額要請者負担とされることから、**施行者等の負担が過大**となりインセンティブがない。
- 歩道がなく幅員の狭い生活道路における**低コスト**で敷設可能な工法が普及されていない。
- 引込線の位置が確定できないと効率的な配線計画が策定できず、工期の長期化・高コスト化の要因となる。
- 関係者が多く、設計や工事含め調整に時間を要する。
- 管路の**管理者が決まらず**に建柱となる場合がある。
- 許可・指導する自治体職員の知見が十分ではないケースも見られる。

対応方策

- 【施工法の効率化】
 - **上下水道と同時期に予め電力管路を設置する新たな施工法を検討**【電力】
- 【無電柱化に係るコストの削減】
 - **ケーブル、機器等の標準化と共同調達**によるコスト削減【電力】
 - **側溝や小型ボックスの活用等低コスト手法の普及拡大**【電力・通信、道路、都市】
- 【費用負担の見直し】
 - **電線共同溝法の指定を受けた地区内の幹線道路の無電柱化について、R3年度に補助対象を拡充**【都市】
 - 電線共同溝法の指定道路以外でも、**一般送配電事業者が費用を一部負担するよう託送供給等約款を改定**【電力】するとともに、**施行者等負担分についてR4年度に新たな支援制度を創設**【都市】
- 【施工法の効率化】
 - **無電柱化のスピードアップに向けた一体的な設計・施工の実施拡大**【電力・通信、道路、都市】
- 【普及啓発】
 - 自治体職員に向けた**ガイドラインの作成等**（取組事例の横展開を含む）【道路、都市】

- 【本日ご報告事項】
 - ① 無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施状況
 - ② 市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインの改訂
 - ③ 開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインの策定

無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施状況

- まちづくりにおける無電柱化を進めるため、「無電柱化まちづくり促進事業」を令和4年度に創設
- 令和5年度は東京都、茨城県、千葉県の下10市区町で活用され、東京都以外にも実施地区が拡大

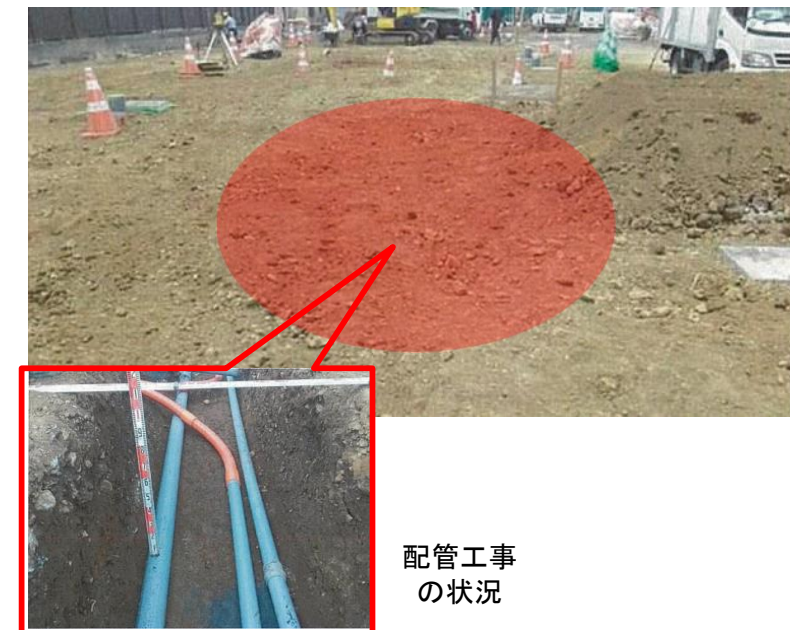
■ 令和5年度実施状況

事業概要： 土地区画整理事業、都市計画法の開発許可に基づく開発行為にて行われる宅地整備において無電柱化を実施

実施箇所（予定含む）： 10市区町（東京都、茨城県、千葉県） 【参考】 令和4年度 3市区（東京都）



無電柱化まちづくり促進事業を活用した
無電柱化の実施事例
(東京都狛江市)



無電柱化まちづくり促進事業を
活用した無電柱化の施工状況事例
(東京都世田谷区)

(参考)無電柱化まちづくり促進事業(R4年度創設)

- 市街地開発事業等における無電柱を進めるため、「無電柱化まちづくり促進事業」を令和4年度に創設
- 施行者の負担の軽減により、市街地開発事業等の無電柱化を進めていく

■無電柱化まちづくり促進事業の概要

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。


【交付要件】

- ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ②市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業
- ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

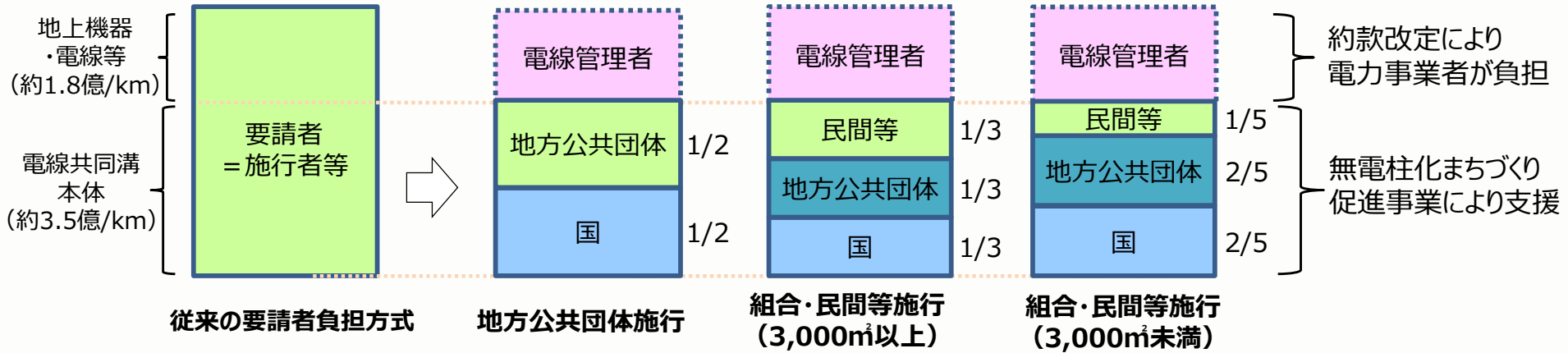
【交付対象事業費】 無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）

【交付対象】 地方公共団体（事業者が組合・民間事業者等の場合は間接交付）

【国費率】 1 / 2



新たな制度等の活用による施行者等の負担軽減（イメージ）



市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインの改訂

- 市街地開発事業での無電柱化を進めるため、地方公共団体の市街地開発事業の担当者向けに、関係者間の円滑な合意形成及びコスト縮減の実現に資するガイドラインを作成し、令和4年5月に公開
- 市街地開発事業における無電柱化において課題となっている施行者の費用負担軽減や、地上機器等の配置の工夫に関し参考となる無電柱化地区の事例をとりまとめ、令和5年6月にガイドラインに追加・改訂



ガイドラインの構成

- 無電柱化に係る基礎情報
 - ・無電柱化の構造、事業手法
 - ・新設電柱の抑制にかかる法令及び関係通知 等
- 市街地開発事業等における無電柱化
 - ・市街地開発事業等における無電柱化の実績、課題
- 関係者間の合意形成における留意点
- 無電柱化費用のケーススタディ
- 無電柱化を実施した事例地区の紹介
(令和5年6月改定で追加)

事例の概要

- 施行者の費用負担の軽減に資するよう、
 - ・国の支援制度や地方公共団体の支援を効果的に活用した事例
 - ・低コスト手法の活用した事例を紹介
- その他、地上機器の効率的な配置事例等も紹介

守谷市松並土地区画整理事業 <small>(茨城県守谷市)</small>	<small>施行者：守谷市松並土地 区画整理組合 事業完了：平成29年</small>
無電柱化整備のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 費用・施工負担に係る役割分担 <ul style="list-style-type: none"> ・区画道路は要請者負担方式で実施。当初組合に費用負担をしてもらうよう調整したが、面的に一体的に無電柱化することで、守谷市の良好な居住環境を全国的にPRできるため、組合ではなく守谷市が負担。守谷市は国の社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業*）を活用した。なお、施工は組合が区画道路の整備と併せて実施した。 ・都市計画道路の無電柱化も守谷市で全額費用負担し、国の社会資本整備総合交付金（道路事業）を活用した。なお、施工は、組合が道路整備と併せて実施した。 	

※ガイドラインは国土交通省都市局市街地整備課HPに掲載 (https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html)

開発事業における無電柱化推進のためのガイドラインの策定

- 開発事業における無電柱化を推進するため、地方自治体、開発事業者及び電線管理者が実務を進める上で手助けとなるよう、「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」を令和5年5月に策定・公表。
 - 当ガイドラインを幅広い関係者へ周知※することで、開発事業における無電柱化を推進。
- ※「無電柱化まちづくり促進事業」に関する説明会（令和5年6月）
 無電柱化推進に関するブロック別講習会（令和5年8月～10月）
 開発許可・宅地防災行政連絡ブロック会議（令和5年10月～11月）等により周知

ガイドラインの構成

構成	概要	主なポイント
基本編	1. 無電柱化に係る法令や制度	関係法令や各種通知、支援制度当の要点を整理
	2. 無電柱化の整備手法・事業手法	整備手法の提示、費用負担について事業手法別に整理
実践編	3. 低コスト化手法のケーススタディ	ケーススタディの実施により、 <u>低コスト化手法採用時の整備費用を算出</u>
	4. 開発事業における無電柱化の実施フロー・留意点	<u>各プレイヤー間の円滑な協議・調整を支援するため、無電柱化の実施フローや協議及び調整に関する留意点等を整理</u>
事例編	5. 無電柱化の施工事例・施策事例	参考となるような事例を取り纏め、ノウハウや知見の共有・展開を図る
	6. 開発事業における無電柱化Q&A	無電柱化に関する疑問点等を整理し、「無電柱化Q&A」にて解決策等を提示

※ガイドラインは国土交通省都市局都市計画課HPに掲載（https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000011.html）